

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣先から受け取る派遣料金に占められる派遣料金と派遣労働者に支払う差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)
このマージン率は以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} = \text{マージン率 } 31.08\%$$

